

太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 6 号

太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 54 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「当日の使用」を「使用開始時刻の 30 分前からの受付」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、同条（見出しを含む。）中「返還」を「還付」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、同条中「条例第 15 条」の次に「及び前条」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 4 条 条例第 15 条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその率は、別表に定めるところによる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

減免する場合	減免する率
ア 町及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用するとき。	100分の100
イ 町立の学校園が使用するとき。	100分の100
ウ 町スポーツ協会が大会等の主催行事に使用する場で、教育委員会が特に必要と認めるとき。	100分の100
エ 町内のスポーツ少年団に加盟している団体、太子町認定地域クラブが団体で使用するとき又はスポーツク	100分の50

ラブ21の会員が使用するとき。	
オ 町立中学校の部活動が使用するとき。	100分の50
カ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者（以下「障害者等」という。）とその介助者（障害者等1人につき介助者1人とする。）が個人で利用するとき。	100分の50
キ 各号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。	町長が相当と認める率

備考 フィットネスルームの使用に係る使用料には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。